

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令案 参照条文 目次

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律五十二号）	1
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	2
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	7

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令案 参照条文

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律五十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

（民間拠点施設整備事業計画の認定）

第七条 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業（建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）で公共施設の整備を伴うものに限る。）であつて、当該事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のものであつて、当該事業を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該拠点施設整備事業に関する計画（以下「民間拠点施設整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2（略）

（認定事業者による都市計画の決定等の提案）

第十六条 認定事業者は、都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村）（次条において「都市計画決定権者」と総称する。）に対し、当該認定事業の施行の効果を一層高めるために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画に関する都市計画

二 土地区画整理法による土地区画整理事業に関する都市計画

三 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画

- 四 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設で政令で定めるものに関する都市計画
 - 五 その他政令で定める都市計画
- 2・3 (略)

(交付金の交付等)

第十九条 都道府県は、次項の交付金を充てて広域的域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施(同号の事業等にあつては、市町村等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。)をしようとするときは、当該広域的域活性化基盤整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された広域的域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施に要する経費に充てるため、第二条第三項第一号イからチまでに規定する施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号) (抄)

(補助金等とする給付金の指定)

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの(第三十七号から第九十九号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの)とする。

- 一 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第五百十条の三第一項に規定する交付金
- 二 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第六条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
- 三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百八条第一項(同法第三百三十二条において準用する場合を含む。)に規定する交付金
- 四 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第七十一条の三第九項(同法第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)の規定による交付金
- 五 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十五条第一項に規定する交付金

- 六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金
- 七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
- 八 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
- 九 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十五条第一項に規定する交付金
- 十 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第四項の規定による給付金
- 十一 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第七項に規定する交付金
- 十二 道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第一項に規定する交付金
- 十三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金
- 十四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条に規定する調整交付金
- 十五 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金
- 十六 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
- 十七 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第十条第一項の規定による損失補償金
- 十八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十五条第一項に規定する交付金
- 十九 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）第五十条の規定による交付金
- 二十 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
- 二十二 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十五条の規定による交付金
- 二十三 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第五条第二項に規定する交付金
- 二十四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第四十五条の規定による交付金

金

- 二十五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二十三条の規定による交付金
- 二十六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十二条の規定による交付金
- 二十七 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二十一条の規定による交付金
- 二十八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十二条第一項及び第二百二十二条の二の規定による交付金
- 二十九 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十五条の三第二項に規定する交付金
- 三十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項に規定する交付金
- 三十一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による交付金
- 三十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十一条第一項に規定する交付金
- 三十三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十一条第一項に規定する交付金
- 三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第二項に規定する交付金
- 三十五 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十二条第一項の規定による交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの
- 三十六 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第十九条第一項に規定する交付金
- 三十七 不発弾等処理交付金
- 三十八 交通事故相談所交付金
- 三十九 啓発宣伝事業等委託費
- 四十 政府開発援助啓発宣伝事業等委託費
- 四十一 特別支援教育就学奨励費交付金（第十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 四十二 社会事業学校等経営委託費
- 四十三 生活保護指導監査委託費
- 四十四 身体障害者福祉促進事業委託費
- 四十五 衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
- 四十六 心身障害児総合医療療育センター運営委託費
- 四十七 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの

- 四十八 がん研究助成金
- 四十九 中山間地域等直接支払交付金
- 五十 試験研究調査委託費のうち指定試験事業委託に係るもの
- 五十一 水産業改良普及事業交付金
- 五十二 農業共済団体職員等講習委託費
- 五十三 糖業振興臨時助成金
- 五十四 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 五十五 流通円滑化対策助成金
- 五十六 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 五十七 首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額
- 五十八 住宅地区改良指導監督交付金
- 五十九 地方道路公社都市高速道路整備補給金
- 六十 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 六十一 大豆生産者団体等交付金
- 六十二 電源立地等推進対策交付金
- 六十三 原子力施設等防災対策等交付金
- 六十四 森林整備地域活動支援交付金
- 六十五 電源立地地域対策交付金（第二十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 六十六 まちづくり交付金（第三十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 六十七 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
- 六十八 循環型社会形成推進交付金
- 六十九 消費・安全対策整備交付金
- 七十 消費・安全対策推進交付金
- 七十一 農業・食品産業強化対策整備交付金
- 七十二 農業・食品産業強化対策推進交付金
- 七十三 水田農業構造改革交付金

- 七十四 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金
- 七十五 農山漁村地域活性化整備交付金
- 七十六 バイオマス利活用整備交付金
- 七十七 農山漁村地域活性化推進交付金
- 七十八 バイオマス利活用推進交付金
- 七十九 森林整備・保全施設整備交付金
- 八十 林業・木材産業等振興施設整備交付金
- 八十一 森林整備・保全推進交付金
- 八十二 林業・木材産業等振興推進交付金
- 八十三 水産業振興等施設整備交付金
- 八十四 水産業振興等推進交付金
- 八十五 離島漁業再生支援交付金
- 八十六 自然環境整備交付金
- 八十七 担い手経営安定対策交付金
- 八十八 地域情報通信基盤整備推進交付金
- 八十九 医療提供体制施設整備交付金
- 九十 地域住宅交付金（第三十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 九十一 労働時間等設定改善推進助成金
- 九十二 障害者自立支援対策臨時特例交付金
- 九十三 農山漁村活性化対策整備交付金
- 九十四 農山漁村活性化対策推進交付金
- 九十五 担い手経営革新促進交付金
- 九十六 地域資源活用整備交付金
- 九十七 地域資源活用推進交付金
- 九十八 農地・水・環境保全向上対策交付金
- 九十九 みなと振興交付金

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（調整課の所掌事務）

第六十五条 調整課は、国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関する事務をつかさどる。

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市・地域整備局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関すること。
- 三 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 民間都市再生事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて都市・地域整備局の所掌に属するものの総括に関すること。
- 七 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。
- 八 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること（独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。）に要する資金の貸付けに関すること並びに総合政策局及び住宅局並びに市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 都市・地域整備局の所掌事務に関する総合的な都市の防災に関する企画及び立案並びに都市・地域整備局の所掌事務に関する都市の防災に係る施策の調整に関すること。
- 十 都市・地域整備局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（下水道及び公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。
- 十一 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に規定する緑地等の設置に関する計画に関すること。

(振興課の所掌事務)

第一百六十条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港湾に係る事務で国土の総合的な利用、整備及び保全又は地域の振興に関するものに関する事。
- 二 臨海工業地帯の開発のために必要な土地の造成及び整備並びにこれに伴う護岸、岸壁及び物揚場の整備、利用及び保全に関する計画に關すること。
- 三 臨海工業地帯の開発のために必要な土地の造成及び整備並びにこれに伴う護岸、岸壁及び物揚場の整備及び保全に関する事業の事業計画に關すること。
- 四 民間都市開発の推進に関する特別措置法の施行に関する事務のうち港湾施設に係るものに関する事(計画課の所掌に属するものを除く。)
- 五 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務(これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。)のうち港湾施設に係るものに関する事。
- 六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に關すること(港湾流通拠点地区に關することに限る。)
- 七 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に關する計画に關すること(環境・技術課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)
- 八 レクリエーション港湾の整備及び保全に關する事業の事業計画に關すること(環境・技術課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)
- 九 荷さばき施設及び船舶の離着岸を補助するための船舶に關する特定港湾施設整備事業の事業計画に關すること。
- 十 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に關する技術的審査に關すること。